

子ども・子育て支援法附則第十条第四項の規定に基づく保育緊急確保事業に要する費用の補助に関する政令案要綱

第一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）附則第十条第四項の規定による国の補助は、特定市町村又は事業実施市町村が行う保育緊急確保事業に要する費用の額から、これらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣が定める基準に従って行うものとする。

第二 この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行するものとする。

（附則関係）